

新規就農者育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 農業者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた支援に取り組んでいくことが重要である。このため、国や県の支援対象とならない法人等での雇用就農や規模の小さい新規就農を支援することで、就農の幅を広げ、農業分野の裾野の拡大を目指す。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雇用就農者 補助事業の申請時点において、50歳未満であり、農業法人等に正規の従業員として新たに雇用された者をいう。
- (2) 独立就農者 新たに農業に参入し、補助事業の申請時点において認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4に基づき、認定を受けた者)の要件を満たしていない者のうち、将来的な営農目標を明確に持っている者をいう。
- (3) 法人等 本市の認定農業者であると同時に、本市の農地の経営面積が10ha以上であるものをいう。
- (4) 新規就農者等 次に掲げるいずれかに該当する者のうち、就農から5年を経過していない者をいう。
 - ア 雇用就農者、又は独立就農者として本事業の対象となったことがある者
 - イ 認定新規就農者として認定を受けている者

(対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、次の各号に定めるとおりとし、補助対象者、事業内容、補助金額及び補助率、並びに交付要件は別表に定めるとおりとする。

- (1) 新規就農奨励金事業
- (2) 技術習得支援金事業

(補助金の交付申請等)

第4条 補助対象事業を実施しようとする者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、その他必要な調査を行った上で補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する補助金の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の決定通知)

第5条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助事業者に交付決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 前条の通知を受けた補助事業者が、申請の内容を変更する場合は、補助金等交付変更承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、補助金等交付変更承認通知書により通知するものとする。

3 補助事業者が、申請を辞退する場合は、補助事業中止(廃止)届(様式第3号)を提出しなければならない。

(実績報告等)

第7条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受理したときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(交付請求)

第8条 市長は、補助事業者から適正な交付請求書(様式第5号)の提出を受けた場合は、速やかに交付金を支払うものとする。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、補助金の効果等を把握するため、市長が実施する調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部を返還させることができる。

(1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明するに至ったとき。

(2) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱及び敦賀市補助金等交付規則(昭和57年敦賀市規則第5号)に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。